

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法律〕

○土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（五二）

〔政令〕

○砂朥及びでん粉の価格調整に関する法律施行令の一部を改正する政令（三三〇）

○平成二十二年十月十八日から同月二十五日まで間の豪雨による鹿児島県奄美市等の区域に係る災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（三三一）

〔省令〕

○会社計算規則及び電子公告に関する登記事項を定める省令の一部を改正する省令（法務三七）

〔告示〕

○社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件の一部を改正する件
（金融庁・法務・財務八）

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件
（政治資金適正化委五二）

○中小企業支援法第十一条第一項の規定に基づき中小企業診断士を登録した件（経済産業二四五）

○中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十三条第三項の規定に基づき氏名に係る登録簿の変更をした件（同二四六）

○中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十五条第一項の規定に基づき登録の消除をした件（同二四七）

○土地区画整理事業の事業計画の変更を認可した件（国土交通一三七九）

○登録住宅性能評価機関の代表者の氏名等を変更した件（同二三八〇、一三八一）

○登録住宅性能評価機関の評価員の氏名を変更した件（同二三八二、一三九一）

○登録住宅性能評価機関の評価の業務を行う事務所の所在地を変更した件（同二三九二）

○登録住宅性能評価機関の評価の業務を行う事務所の所在地を変更した件（同二三九三）

○都市計画に関する件
（近畿地方整備局二三六、二三八）
○道路に関する件
（四国地方整備局二一四）

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣 外務省 海上保安庁

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

官庁事項

旅券法第十九条の二第二項の規定に基づき一般旅券の返納命令に関する通知（外務省）

労働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）

最低賃金の改正決定に関する公示（山形労働局最低賃金公示二、五、茨城同二、五、群馬同二、五、長野同四、奈良同二、四、大分同二、七）

〔公告〕

諸事項

官庁

財団、金融商品取引業者営業保証金取戻し、国営赤川二期土地改良事業計画、国営印旛沼二期土地改良事業計画、建設業の許可の取消処分関係裁判所
相統、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係
会社その他

本号で公布された 法令のあらまし

◇土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（法律第五二号）（国土交通省）

1 目的に、重大な土砂災害の急迫した危険がある場合において避難に資する情報を提供することを加えることとした。（第一条関係）

2 土砂災害の発生原因に、河道閉塞による湛水（土石等が河道を閉塞したことによって水がたまる自然現象をいう。以下同じ）を加えることとした。（第二条関係）

3 都道府県知事は、土石流、地滑り又は河道閉塞による湛水を発生原因とする重大な土砂災害の急迫した危険が予想されるものとして政令で定める状況があると認めるときは、これらの自然現象を発生原因とする重大な土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするため必要な調査（以下「緊急調査」という。）を行うものとする。こととした。（第二六条関係）

4 国土交通大臣は、土石流、地滑り又は河道閉塞による湛水を発生原因とする重大な土砂災害の急迫した危険が予想されるものとして政令で定める状況があると認めるときは、土砂災害の発生原因である自然現象が緊急調査を行うために特に高度な専門的知識及び技術を要するものとして政令で定めるものであるときは、緊急調査を行うものとする。こととした。（第二七条関係）

5 都道府県知事又は国土交通大臣による緊急調査のための土地の立入り等について必要な規定を整備することとした。（第二八条関係）

6 都道府県知事又は国土交通大臣は、緊急調査の結果、土石流、地滑り又は河道閉塞による湛水の発生により一定の土地の区域において重大な土砂災害の急迫した危険があると認めるとき、又は当該土砂災害が想定される土地の区域

において重大な土砂災害の急迫した危険があると認めるとき、又は当該土砂災害が想定される土地の区域

若しくは時期が明らかに変化したと認めるときは、災害対策基本法第六〇条第一項及び第五項の規定による避難のための立退きの勧告又は指示の判断に資するため、当該緊急調査により得られた当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を、都道府県知事にあつては関係のある市町村の長に、国土交通大臣にあつては関係のある都道府県及び市町村の長に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を講じなければならないこととした。(第二九条関係)

7 緊急調査のための土地の立入り等を拒んだ土地の占有者及び所有者を罰則の対象に追加することとした。(第三四条関係)

8 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行令の一部を改正する政令(政令第三〇号)(農林水産省)

1 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第二〇条第三項及び第三四条第三項に基づく甘味資源作物交付金及びでん粉原料用いも交付金の単価告示の期限について、それぞれ「一月三〇日」から「二月三一日」に改めることとした。(第二六条及び第四六条関係)

2 この政令は公布の日から施行することとした。

◇平成二十二年十月十八日から同月二十五日までの間の豪雨による鹿児島県奄美市等の区域に係る災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(政令第三二二号)(内閣府本府)

1 平成二十二年一月一日から同月二十五日までの間の豪雨による鹿児島県奄美市等の区域に係る災害を激甚災害として指定することとした。

2 当該激甚災害に対し、次に掲げる措置を適用することとした。
(一) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
(二) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置

(三) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
3 この政令は、公布の日から施行することとした。

法 律

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十二年十一月二十五日

内閣総理大臣 菅 直人

法律第五十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五章 罰則(第二十六条―第二十八条)を第六章 緊急調査及び土砂災害緊急情報(第七章 罰則(第三十三条―第三十七条)(第二十六条―第二十九条)に改める。

第一条中「制限するほか」を「制限し」に改め、「定める」の下に「ほか、重大な土砂災害の急迫した危険がある場合において避難に資する情報を提供する」を加える。

第二条中「又は」を「第二十六条第一項において同じ」若しくは「移動する自然現象をいう」の下に「同項において同じ」を「総称する。」の下に「又は河道閉塞による湛水(土石等が河道を閉塞したことによって水がたまる自然現象をいう。第六条第一項及び第二十六条第一項において同じ。)」を加える。

第三条第二項に次の一号を加える。
五 第二十六条第一項及び第二十七条第一項の緊急調査の実施並びに第二十九条第一項の規定による土砂災害緊急情報の通知及び周知のための必要な措置について指針となるべき事項
第六条第一項中「おける土砂災害」の下に「河道閉塞による湛水を発生原因とするものを除く。以下この章及び次章において同じ。」を加える。

第三十三条を第三十七条とし、第三十二条を第三十六条とし、第三十一条を第三十五条とする。
第三十条第一号中「第五条第七項」の下に「(第二十八条第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同条を第三十四条とする。
第二十九条を第三十三条とする。

第六章を第七章とする。
第五章中第二十八条を第三十二条とし、第二十七条を第三十一条とし、第二十六条を第三十条とし、同章を第六章とする。

第四章の次に次の一章を加える。
第五章 緊急調査及び土砂災害緊急情報
(都道府県知事が行う緊急調査)
第二十六条 都道府県知事は、土石流、地滑り又は河道閉塞による湛水を発生原因とする重大な土砂災害の急迫した危険が予想されるものとして政令で定める状況があると認めるときは、基本指針に基づき、これらの自然現象を発生原因とする重大な土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするため必要な調査(以下「緊急調査」という)を行うものとする。ただし、次条第一項の規定により国土交通大臣が緊急調査を行う場合は、この限りでない。

2 都道府県知事は、緊急調査の結果、基本指針に基づき、前項の重大な土砂災害の危険がないと認めるとき、又はその危険が急迫したものでないと認めるときは、当該緊急調査を終了することができる。

(国土交通大臣が行う緊急調査)
第二十七条 国土交通大臣は、前条第一項の政令で定める状況があると認めるときは、当該土砂災害の発生原因である自然現象が緊急調査を行うために特に高度な専門的知識及び技術を要するものとして政令で定めるものであるときは、基本指針に基づき、緊急調査を行うものとする。

2 国土交通大臣は、前項の規定により緊急調査を行おうとするときは、あらかじめ、緊急調査を行おうとする土地の区域を管轄する都道府県知事にその旨を通知しなければならない。次項において準用する前条第二項の規定により緊急調査を終了しようとするときも、同様とする。

3 前条第二項の規定は、国土交通大臣が行う緊急調査について準用する。

3 前条第二項の規定は、国土交通大臣が行う緊急調査について準用する。

(緊急調査のための土地の立入り等)
第二十八條 都道府県知事若しくは国土交通大臣又はこれらの命じた者若しくは委任した者は、緊急調査のためにやむを得ない必要があるときは、これらの必要を限度において、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を作業場として一時使用することができる。

第五條(第二項及び第四項を除く。)の規定は、前項の規定による立入り及び一時使用について準用する。この場合において、同条第八項から第十項までの規定中「都道府県」とあるのは、都道府県又は国」と読み替えるものとする。
(土砂災害緊急情報の通知及び周知等)
第二十九條 都道府県知事又は国土交通大臣は、緊急調査の結果、基本指針に基づき、第二十六條第一項に規定する自然現象の発生により一定の土地の区域において重大な土砂災害の急迫した危険があると認めるとき、又は当該土砂災害が想定される土地の区域若しくは時期が明らかに変化したと認めるときは、災害対策基本法第六十條第一項及び第五項の規定による避難のための立退きの勧告又は指示の判断に資するため、当該緊急調査により得られた当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報(次項において「土砂災害緊急情報」という。)を、都道府県知事にあつては関係のある市町村の長に、国土交通大臣にあつては関係のある都道府県及び市町村の長に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を講じなければならない。

都道府県知事又は国土交通大臣は、土砂災害緊急情報のほか、緊急調査により得られた情報を、都道府県知事にあつては関係のある市町村の長に、国土交通大臣にあつては関係のある都道府県及び市町村の長に随時提供するように努めるものとする。
附則
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
2 (水防法の一部改正)
水防法(昭和二十四年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第十五条第四項中「同法第二条に規定する土砂災害」の下に「(河道閉塞による激甚災害を発生原因とするものを除く。)」を加える。
国土交通大臣 馬淵 澄夫
内閣総理大臣 菅 直人

政令

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。
御名 御璽
平成二十二年十一月二十五日
内閣総理大臣 菅 直人

政令第二百三十号
砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行令の一部を改正する政令
内閣は、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律(昭和四十年法律第九号)第二十条第三項及び第三十四条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。
砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行令(昭和四十年政令第二百八十二号)の一部を次のように改正する。
第二十六条及び第四十六条中「十一月三十日」を「十二月三十一日」に改める。
附則
この政令は、公布の日から施行する。
農林水産大臣 鹿野 道彦
内閣総理大臣 菅 直人

平成二十二年十月十八日から同月二十五日までの間の豪雨による鹿児島県奄美市等の区域に係る災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令をここに公布する。
御名 御璽
平成二十二年十一月二十五日
内閣総理大臣 菅 直人

政令第二百三十一号

平成二十二年十月十八日から同月二十五日までの間の豪雨による鹿児島県奄美市等の区域に係る災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令
内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第五十号)第二条第一項及び第二項、第三条第一項、第四条第一項並びに第二十四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。
(激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定)
第一条 次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(以下「法」という。)第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激甚災害	適用すべき措置
平成二十二年十月十八日から同月二十五日までの間の豪雨による災害で、次に掲げる市町村の区域に係るもの	
イ 鹿児島県奄美市及び大島郡大和村及び龍郷町	法第三条から第五条まで及び第二十四条に規定する措置
ロ 鹿児島県大島郡瀬戸内町	法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置

第二条 前条の規定により激甚災害として指定される災害は、都道府県に於いての激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令(昭和三十七年政令第四百三十三号)第一条第一項及び第四十三条第三項の規定の適用並びに都道府県の負担額の算定についての同令第七條第一項の規定の適用については、これらの規定という激甚災害には含まれないものとする。

附則

この政令は、公布の日から施行する。
内閣総理大臣 菅 直人
総務大臣 片山 善博
財務大臣 野田 佳彦
文部科学大臣 高木 義明
厚生労働大臣 細川 律夫
農林水産大臣 鹿野 道彦
国土交通大臣 馬淵 澄夫

省令

〇法務省令第三十七号
商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律(平成二十一年法律第七十四号)の施行に伴い、並びに商品先物取引法(昭和二十五年法律第二百三十九号)第二十条第二項第九号イ並びに会社法(平成十七年法律第八十六号)第四百三十二條第一項及び第六百十五條第一項の規定に基づき、会社計算規則及び電子公告に関する登記事項を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十二年十一月二十五日
法務大臣 仙谷 由人

会社計算規則及び電子公告に関する登記事項を定める省令の一部を改正する省令
(会社計算規則の一部改正)
第一条 会社計算規則(平成十八年法務省令第三十三号)の一部を次のように改正する。
第三十條第三号中「商品取引所法」を「商品先物取引法」に改め、同条第六号を同条第七号とし、同条第五号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。
五 技術研究組合法(昭和三十六年法律第八十一号)
(電子公告に関する登記事項を定める省令の一部改正)
第二条 電子公告に関する登記事項を定める省令(平成十八年法務省令第五十号)の一部を次のように改正する。
第三号中「商品取引所法」を「商品先物取引法」に改める。
附則
この省令は、商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成二十三年一月一日)から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。
内閣総理大臣 菅 直人
総務大臣 片山 善博
財務大臣 野田 佳彦
文部科学大臣 高木 義明
厚生労働大臣 細川 律夫
農林水産大臣 鹿野 道彦
国土交通大臣 馬淵 澄夫